

新型コロナウイルス感染症を罹患及び罹患の疑いがある場合の対応例

1 大会前及び大会期間中の各学校における対応

原則、学校に登校している生徒のみ参加可とする。

※この基準は目安であり、行政機関・保健所や各学校の基準や判断が優先される。

【大会に参加する部活動の生徒が罹患した場合】

- ・顧問は**学校長の指示のもと**、参加の辞退を専門部長に連絡し、専門部長は中体連事務局に報告する。

【大会に参加する部活動の生徒が濃厚接触者となった場合】

- ・顧問は**学校長の指示のもと**、参加の辞退を専門部長に連絡し、専門部長は中体連事務局に報告する。
- ・それ以外の指導者、部員で試合参加可。濃厚接触の疑いがある場合は慎重に判断すること。

【学校で罹患者が出了場合】

- ①対応が決定するまでの間の臨時休業中に大会が実施される場合、顧問は**学校長の指示のもと**試合参加の辞退を専門部長に連絡し、専門部長は中体連事務局に報告する。
- ②臨時休業実施の規模及び期間が決定された場合、該当規模及び、期間に当てはまる生徒の出場は認めない。

2 大会当日の各会場における対応

【発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合】

- ・顧問は怪我人の処置室とは別に体調不良者用の待機場所で休養させる。
- ・顧問は専門部長及び会場責任者、管理職へ報告し対応の指示を受ける。
- ・顧問は保護者に連絡し、迎えに来てもらうとともに、当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅休養するよう指導する。
- ・専門部長及び会場責任者は安全に帰宅できるまでの間、会場にとどまるケースを想定し、他の者と接触を避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行う。
- ・顧問及び管理職は居住する自治体の定めにしたがって、「帰国者・接触者相談センター」や保健所等に相談するよう家庭に連絡し、経過について学校、専門部長及び会場責任者に継続的に連絡させる。
- ・専門部長は、中体連事務局に報告する。

3 生徒が大会終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

【各学校での対応】

- ・学校は行政機関・保健所の指示に基づき、当該生徒の情報収集、濃厚接触者の特定、他の生徒等及び教職員の健康状態を把握する。

- ・ 専門部長及び会場責任者は、保存している、大会当日の日程、待機場所、運営の詳細等を学校及び保健所に情報提供する。
- ・ 顧問は、学校長の指示のもと、保存している、大会当日の日程、出席生徒の行動記録等を保健所に情報提供する。
- ・ 顧問は、学校長の指示のもと、専門部長へ連絡し、専門部長は役員と状況確認をした後、中体連事務局に報告する。

※濃厚接触者の定義：国立感染症研究所 感染症疫学センターホームページ参照